

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 変更届のご案内(建設工事等)

入札参加資格認定後、次表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更届を次表右欄の添付書類を添付して提出してください。

1. 届出が必要な事項及び添付書類

- 原則、資格審査受付システムを利用しての電子申請をお願いします。添付書類は、システム上で添付をお願いします。
- システムを利用されていない方やシステムでは変更できない内容については、変更届(別記様式)と添付書類を書面で提出してください。(郵送可)
- 委任状を提出する際には、電子システム上ではなく、書面で委任状(原本)の提出が必要です。(郵送可)
※委任できる営業所は一つのみ。

	項目	添付書類
会社基本情報	主たる営業所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(写し)又は建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政庁の收受印のあるもの) ※登記事項証明書で確認できない場合は、建設業許可変更届出書を添付。 ・委任先がある場合は委任状(原本)
	商号・名称	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(写し)又は建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政庁の收受印のあるもの) ※登記事項証明書で確認できない場合は、建設業許可変更届出書を添付。 ・委任先がある場合は委任状(原本)
	代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(写し)又は建設業許可変更届出書(様式第22号の2)(写し、許可行政庁の收受印のあるもの) ※登記事項証明書で確認できない場合は、建設業許可変更届出書を添付。 ・委任先がある場合は委任状(原本)
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	添付書類不要
	FAX 番号	添付書類不要
	E メールアドレス	添付書類不要

	項目	添付書類
許可情報	許可換え(大臣⇔知事) <u>※ただし資格認定された業種に限る。</u>	・建設業許可証明書(写し)又は許可通知書(写し)
	許可区分(般⇔特) <u>※ただし資格認定された業種に限る。</u>	・建設業許可証明書(写し)又は許可通知書(写し)
	許可業種の廃業 <u>※ただし資格認定された業種に限る。</u>	・建設業廃業届(写し)

	項目	添付書類
委任先の営業所情報	所在地	・建設業許可変更届出書 (様式第 22 号の 2) (写し、許可行政庁の收受印のあるもの) ・委任状(原本)
	営業所名	・委任状(原本)
	受任者氏名	・委任状(原本)
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	添付書類不要
	FAX 番号	添付書類不要
	E メールアドレス	添付書類不要
	許可(追加、廃業) <u>※ただし資格認定された業種に限る。</u>	・建設業許可変更届出書(様式第 22 号の 2) (写し、許可行政庁の收受印のあるもの)
	許可(区分の変更) <u>※ただし資格認定された業種に限る。</u>	・許可申請書及び別表 (写し、許可行政庁の收受印のあるもの)
	廃止	・建設業許可変更届出書(様式第 22 号の 2) (写し、許可行政庁の收受印のあるもの)
	委任先の新規登録 委任先の営業所を変更	・建設業許可変更届出書(様式第 22 号の 2) (写し、許可行政庁の收受印のあるもの) ・営業所一覧表 <u>※電子申請の場合は不要。</u> 【広島県の資格審査申請支援ツール利用】 ・委任状(原本)

	項目	添付書類
	入札参加資格取下げ	添付書類不要 <u>※取下げ申請をした業種は、認定されている期間中においては再申請できません。</u>

2. 注意点

- 希望業種の追加については、別途定められた追加申請期間に入札参加資格審査申請を行う必要があります。
- 建設業許可が失効した場合には、入札参加資格も失効します。この場合、改めて建設業許可を取得し、新規の許可で経営事項審査を受審しなければ、入札参加資格申請を行うことはできません。
- 届出が必要な事項の変更があったにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、建設業者等指名除外要綱による指名除外の対象になる場合があります。

3. 届出が不要な変更の例

- 許可番号の変更を伴わない通常の許可更新
- 入札参加資格申請後の経営事項審査の更新
- 代表者以外の役員の変更
- 決算、資本金、使用印鑑の変更

4. その他

次の事項については、変更があった時点で、安芸高田市発注工事を受注している場合には、入札参加資格の変更届とは別に、契約ごとに工事発注担当課に変更事項を届け出る必要があります。

- 商号・名称(必須)
- 主たる営業所の所在地(主たる営業所が契約を行っている場合)
- 代表者氏名(主たる営業所が契約を行っている場合)
- 営業所所在地(営業所が契約を行っている場合)
- 営業所名称(営業所が契約を行っている場合)
- 受任者(営業所が契約を行っている場合)

5. 提出先(県内業者・県外業者共通)

安芸高田市 企画部 財政課 入札・検査係
〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791
電話 0826-42-5623